

浄化槽保守点検業者変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）

埼玉県知事

押印は不要です。

登記事項証明書又は住民票の写しのとおりに入力してください。

住 所

登記事項証明書の添付を省略する場合は、余白に 13 桁の法人番号を記載してください。

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（法人番号記載例）法人番号 1234567890123

電話番号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		埼玉県知事第 号 年 月 日
変 更 内 容	事 項 (番 号 を ○ で 囲 む 。)	1 氏名、名称、住所又は代表者の氏名 2 営業所の名称又は所在地 3 役 員 4 営業区域 5 浄化槽管理士又はその担当する区域
	変 更 前	・変更する項目の番号を○で囲んでください。 ・変更項目が複数ある場合は、それぞれの項目の番号を○で囲んでください。
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

・変更内容が書ききれないときは、別紙としてください。
・別紙とする場合、変更の前後が明確になるように記入してください。

添付書類は変更事項に応じて必要なものを添付してください。
詳しくは「浄化槽保守点検業者登録の手引き」をご覧ください。

記載例

(第 3 面)

営業所		浄化槽管理士		
名称	所在地及び電話番号	ふりがな氏名	免状の交付番号	住所
		市町村名から記入してください。 上段：所在地 下段：電話番号		
	営業所の名称を「浦和営業所」のように記入してください。			都道府県名から記入してください。
			必ずふりがなを付けてください。	
以下余白				

営業区域及び当該営業区域を担当する浄化槽管理士

管轄の環境 管理事務所	営業区域	担当浄化槽管理士	管轄の環境 管理事務所	営業区域	担当浄化槽管理士
中 央 環 境 管理事務所	鴻巣市		秩 父 環 境 管理事務所	秩父市	
	上尾市			横瀬町	
	蕨 市			皆野町	
	戸田市			長瀬町	
	桶川市			小鹿野町	
	北本市		北 部 環 境 管理事務所	熊谷市	
	伊奈町			本庄市	
西 部 環 境 管理事務所	所沢市			深谷市	
	飯能市			美里町	
	狭山市			神川町	
	入間市			上里町	
	朝霞市			寄居町	
	志木市		越 谷 環 境 管理事務所	草加市	
	和光市			八潮市	
	新座市			三郷市	
	富士見市			吉川市	
	日高市			松伏町	
	ふじみ野市		東 部 環 境 管理事務所	行田市	
東 松 山 環 境 管理事務所	三芳町			加須市	
	東松山市			春日部市	
	坂戸市			羽生市	
	鶴ヶ島市			久喜市	
	毛呂山町			蓮田市	
	越生町			幸手市	
	滑川町			白岡市	
	嵐山町			宮代町	
	小川町			杉戸町	
	川島町				
	吉見町				
	鳩山町				
	ときがわ町				
	東秩父村				

当該営業区域内で実際に保守点検業務に従事する浄化槽管理士の氏名をすべて記入してください。

様式第3号（第3条関係）

器具明細書

営業所の名称を記入してください。

営業所の名称		営業所
器具の名称	方 式	数 量
1 塩素イオン濃度測定器具	メーター	
2 水素イオン濃度指数測定器具	メーター 比色法(pH万能指示薬)	
3 水温計		
4 スカム厚測定器具	塩ビパイプ(5m)	
5 汚泥厚測定器具	塩ビパイプ(5m)	
6 汚泥沈でん率測定器具	メスシリンダー(1ℓ)	
7 亜硝酸性窒素測定器具	GR指示薬	
8 透視度計	30cm(ガラス)	
9 溶存酸素計	メーター	
10 残留塩素測定器具	DPD法	
11 顕微鏡	100倍・50倍	

営業所が複数ある場合は、営業所ごとに作成してください。

- ・方式の欄は、一例です。
- ・この記入例を参考に実際に使用している器具の方式を記入してください。

様式第4号（第3条関係）

浄化槽清掃業者名簿

営業区域 (市町村名)	浄化槽清掃業者	
	氏名又は名称	営業所の所在地及び電話番号
〇〇市	営業区域ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者を記入してください。	
〇〇町		
	浄化槽清掃業者が法人である場合は、代表取締役の氏名も記入してください。	

様式第5号（第3条関係）

浄化槽保守点検業務従事者名簿

営業所名	従事者氏名	従事者の住所

・浄化槽管理士の監督の下に浄化槽の保守点検に当たる職員

・帳簿の記載・保存に当たる事務職員

・営業職員

を記入してください。

様式第7号（第4条関係）

誓 約 書（変更届出書添付用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事

役員とは、取締役、監査役、執行役のことです。

押印は不要です。

登記事項証明書のとおりに入してください。

名 称
代表者の氏名

新たに埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項第3号に規定する役員となつた下記の者は、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

記

氏 名

役 名

条例第5条第1項第1号から第6号までについては、手引きの「2 登録を拒否される場合」をご覧ください。